

## 第Ⅱ部

# 地区長・民生委員・ 地域防災組織の方へ

---

## 障害のある方、ご高齢の方を 地域で守る

---

### 目次

・ 災害時要援護者制度	しくみと進め方	…………p. 19～24
参考 1	土浦市内の先進的事例 防災訓練	…… p. 24
参考 2	土浦市内の先進的事例 災害時要援護	…… p. 25
参考 3	障害のある方やご高齢の方が震災直後に困ったこと	…… p. 26
参考 4	障害の種類と支援の内容	…… p. 27
・ 避難所の運営と障害のある方・ご高齢の方への配慮		…p. 28～32
聞き取り票		

## 《このテーマを取り上げた5つの理由》

### Q1 なぜ、災害時要援護者制度と避難所をとりあげているのですか。

先の東日本大震災後の調査で、障害のある方やご高齢の方は、避難所までの移動や情報伝達、避難所について大きな不安を持っていることがわかったことが出発点です。これらの不安を軽減するには、①災害時要援護者制度を機能させること②避難所において障害のある方などへの配慮があることが必要なことと考え、ここで取り上げました。

### Q2 災害時要援護者制度は市がすることではないでしょうか。

この制度は地区の特徴をいかして地域ごとを進めることを前提とした制度ですから、市は仕組みを提示するところまでです。この制度を活かすには地域防災組織や民生委員などの地域をよく知る方々の力を必要としています。

### Q3 現在、災害時要援護者制度では何が課題になっているのですか。

第一に、この制度は市民の方々に知られていないことです。第二に、地域防災組織でも市から「あなたの地区に、災害時に支援が必要な人はここにいますよ」と知らされてもどう対応していいかわからない状態であるなど体制の不備が課題です。

### Q4 本書で災害時要援護者制度を扱う目的は？

障害のある方やご高齢の方々にはその制度の存在を知っていただくことを、そして、地域防災組織等の人たちにはどのように進めていけばいいかを提案することで、この制度を少しでも効果的なものにするを目的としています。

### Q5 避難所について書いたのはなぜですか。

土浦市防災計画では避難所は地域住民が運営すると定められています。あらかじめ障害のある方やご高齢の方がどのような不便や困りごとがあるかを地域の方々に伝えておけば、皆が少しでも安心して避難所に移動できるような環境になるのではないかと期待をこめて書きました。